二　短時間労働者のキャリアアップのための情報提供等

短時間労働者の就労意欲を高め、その能力を十分発揮し活躍の場を広げることを支援するとともに、事業所における職場の活性化等の相乗効果を促進するため、インターネットサイト等を活用し、短時間労働者がキャリアアップを図るために必要な情報を提供する等の支援を行う。

(4)　行政体制の整備等

イ　行政体制の整備

近年、法の改正のみならず、労働契約法の改正等、短時間労働者の雇用管理の改善等に関係する様々な施策が講じられていることから、法等の施行を中心とする一連の施策の実施については、都道府県労働局雇用均等室を中心に、都道府県労働局内での緊密な連携を図る。また、都道府県労働局雇用均等室に企業の雇用管理の専門家を雇用均等コンサルタント及び雇用均等指導員として配置しており、その活用を図るとともに、引き続き行政体制の整備に努める。

さらに、短時間労働者と事業主の紛争等については、法第23条に規定する紛争以外のものは個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成13年法律第112号）が適用されることも踏まえ、都道府県労働局内での緊密な連携を図る。

ロ　関係機関との連携

短時間労働者対策については、国が実施するだけでなく、都道府県等の関係行政機関及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構等の関係機関の協力も必要であることから、その実施に当たっては関係機関との連携を図る。

○厚生労働省告示第百四十三号

労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（昭和四十七年労働省令第八号）第十六条第一項の規定に基づき、昭和四十七年労働省告示第十六号（労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の規定に基づき労災保険率表の細目を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から適用する。

平成二十七年三月二十六日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

鉱業の項備考の欄中「(4907)その他の各種窯業又は土石製品製造業」を「(4901)その他の窯業又は土石製品製造業」に改める。

「

41	食料品製造業（65たばこ等製造業を除く。）	4101	食料品製造業
65	たばこ等製造業	6501	たばこ等製造業

」を

製造業の項中

「

41	食料品製造業	4101　食料品製造業
		4112　たばこ等製造業

」に改める。

○厚生労働省告示第百四十四号

消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）第五十条の十二第一項第三号及び消費生活協同組合法施行規則（昭和二十三年大蔵省令、法務庁令、厚生省令、農林省令第一号）第百六十六条の二、第百六十六条の三及び第二百四十八条の三の規定に基づき、消費生活協同組合法施行規程（平成二十年厚生労働省告示第百三十九号）の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から適用する。

平成二十七年三月二十六日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

第四条の三第七項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第六項中「第三項第四号イ及びロに掲げるものについては」を「第四項第四号イ及びロに掲げるものについては」に、「、第三項第四号」を「、同号」に、同項第一号中「共済金等の支払能力の充実の状況を示す比率（前条に規定する算式により得られる比率をいう。以下同じ。）」を「支払余力比率」に改め、同項を同条第九項とし、同条第五項中「第三項第四号ロに掲げるもの」を「第四項第四号ロに掲げる期限付劣後債務」に改め、「当該」を削り、「減価するものとする。）」の下に「の額」を加え、「算入限度額」を「中核的支払余力」に改め、同項を同条第八項とし、同条第三項中「の額は、次に掲げる額とする。」を「は次の各号に掲げるものとし、当該定めるものの額はそれぞれ当該各号に定める額とする。」に改め、同項第一号及び第二号を次のように改める。

一　共済掛金積立金等余剰部分　イに掲げる額からロ及びハに掲げる額の合計額を控除した額

イ　共済掛金積立金（規則第百七十九条第一項第一号及び同条第三項の規定により積み立てる共済掛金積立金をいう。以下この号において同じ。）及び未経過共済掛金（規則第百七十九条第一項第二号の未経過共済掛金をいう。以下同じ。）の合計額

ロ　共済契約の締結時の費用を共済掛金払込期間にわたり償却する方法その他これに類似する方法により計算した共済掛金積立金の額に未経過共済掛金を加えた額又は保有する共済契約が共済事故未発生のまま消滅したとして計算した支払相当額のうちいずれか大きい額

ハ　支払余力比率（規則第百二十四条第四項に規定する支払余力比率をいう。以下同じ。）の算出を行う日（以下「算出日」という。）において、規則第百七十九条第三項の規定に基づき積み立てた共済掛金積立金の額を積み立てていないものとして、法第五十条の十二第一項に基づき共済計理人が行う確認その他の検証により、積み立てておくことが必要である共済掛金積立金の額

二　契約者割戻準備金未割当部分　契約者割戻準備金のうち、共済契約者に対し契約者割戻しとして割り当てた額を超える額

第四条の三第三項第三号中「税効果相当額（任意積立金の取崩しを行うこと等によりリスク対応財源として期待できるものの額をいう。）として、」を「税効果相当額　任意積立金の取崩しを行うこと等によりリスク対応財源として期待できるものの額として、」に改め、「（規則第八十一条第三項第一号チに規定する繰延税金資産をいう。以下同じ。）」を削り、「にあっては、零とする。」を「の場合には零」に改め、同号備考中「剰余金の額から、」の下に「法定準備金、」を加え、同項第四号柱書中「その他出資金、準備金に準ずる性質を有するものとして、次に掲げるものの額の合計額」を「負債性資本調達手段等　次に掲げるものの額の合計額」に改め、同号イ中「共済金等の支払能力の充実を図るための」を削り、「すべて」を「全て」に、「第六項」を「第九項」に、「共済事業における損失の補てん」を「損失の補填」に、「利払い」を「利払」に改め、同号ロ中「共済金等の支払能力の充実を図るための」を削り、同項を同条第四項とし、同項の次に次の三項を加える。

5　前項第一号及び第四号に定める額（特定負債性資本調達手段を除く。）の合計額が、中核的支払余力（繰延税金資産算入基準額から不算入額を控除した額から第一項第三号に掲げる額を控除した額をいう。以下同じ。）を超過する場合には、前項の規定にかかわらず、規則第百六十六条の二第一項第七号の厚生労働大臣が定めるものの額は、前項各号に定める額の合計額から当該超過する額を控除した額とする。

6　前項の「特定負債性資本調達手段」とは、第四項第四号イに掲げる負債性資本調達手段のうち、利払の義務が非累積型（延期された利払を行う必要がないものをいう。）又は累積型（延期された利払が累積し、翌事業年度以降において当該利払を行う必要のあるものをいう。）のものであって利払の義務の延期に制限がないものをいう。

7　第四項第三号に定める額については、同項の規定にかかわらず、繰延税金資産算入基準額から不算入額を控除した額を限度として算入することができるものとする。